

○「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」（平成 29 年 9 月 29 日医政支発 0929 第 1 号）の「別添様式 4」の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前																								
別添様式 4 医療法施行規則附則第 57 条の 2 第 1 項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類（医療法施行規則附則第 57 条の 2 関係） 令和 年 月 日 法人名： 代表名： 住 所： 以下のとおり相違ありません。 1 ～ 6 （略） 7 <u>医療保健業務に係る</u>収入金額（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号イ） <u>○ 本来業務に係る収入金額の明細</u> <table><thead><tr><th>病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名</th><th>区 分</th><th>支払基金等から受けた収入金額</th><th>患者から受けた収入金額</th><th>収入金額計</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>社会保険診療</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>%</td></tr></tbody></table>	病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名	区 分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	割合		社会保険診療	円	円	円	%	別添様式 4 医療法施行規則附則第 57 条の 2 第 1 項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類（医療法施行規則附則第 57 条の 2 関係） 令和 年 月 日 法人名： 代表名： 住 所： 以下のとおり相違ありません。 1 ～ 6 （略） 7 収入金額（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号イ） <table><thead><tr><th>病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名</th><th>区 分</th><th>支払基金等から受けた収入金額</th><th>患者から受けた収入金額</th><th>収入金額計</th><th><u>診療</u>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>社会保険診療</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>%</td></tr></tbody></table>	病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	区 分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	<u>診療</u> 割合		社会保険診療	円	円	円	%
病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名	区 分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	割合																				
	社会保険診療	円	円	円	%																				
病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	区 分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	<u>診療</u> 割合																				
	社会保険診療	円	円	円	%																				

	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
合 計	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				

	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他				

	計				
合 計	社会保険診療			①	⑨
	労災保険診療			②	⑩
	健康診査			③	⑪
	予防接種			④	⑫
	助産			⑤	⑬
	介護事業			⑥	⑭
	障害福祉事業			⑦	⑮
	その他			⑧	
	計				100.0%

施設名	区 分	支払基金等 から受けた 収入金額	患者から 受けた収 入金額	収入金額計	割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				

	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
合 計	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計			②	100.0%
○ 本来業務に係る収入金額及び附帯業務に係る収入金額（医療保健業務に係るものに限る。）の合計金額の明細					
	区 分	支払基金等 から受けた 収入金額	患者から 受けた収 入金額	収入金額計	割合
合	社会保険診療			③	⑬

計	労災保険診療			④	⑭
	健康診査			⑤	⑮
	予防接種			⑥	⑯
	助産			⑦	⑰
	介護事業			⑧	⑱
	障害福祉事業			⑨	⑲
	補助金等			⑩	⑳
	その他			⑪	
	計				100.0%

(記載上の注意事項)

(1) 直近に終了した会計年度の医療保健業務に係る収入金額について、本来業務と附帯業務を区別したうえで、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。その際、①が損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。

(2) 直近に終了した会計年度の附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額について、次の表に記載すること。その際、②及び⑫の合計額が、損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。

医療保健業務以外の業務を行う施設名等	医療保健業務以外の業務に係る収入金額
合計	⑫円

(記載上の注意事項)

(1) 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。

(2) 合計①～⑧の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益（社会医療法人に限る。）にかかる事業収益の合計額と一致すること。

7-2 (略)

7-3 健康診査に係る収入の明細

健康保険法	円	学校保健安全法	円
船員保険法	円	母子保健法	円
国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
地方公務員等共済組合法	円		
私立学校教職員共済法	円		
計	円	計	円
		健康診査に係る収入合計	②① 円

(記載上の注意事項)

- ⑤が②①と一致すること。

7-4 予防接種に係る収入の明細

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	円	麻疹	円
臨時接種	円	風しん	円
	円	インフルエンザ	円
	円	おたふくかぜ	円

7-2 (略)

7-3 健康診査に係る収入の明細

健康保険法	円	学校保健安全法	円
船員保険法	円	母子保健法	円
国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
地方公務員等共済組合法	円		
私立学校教職員共済法	円		
計	円	計	円
		健康診査に係る収入合計	③① 円

(記載上の注意事項)

- ③が③①と一致すること。

7-4 予防接種に係る収入の明細

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	円	麻疹	円
臨時接種	円	風しん	円
	円	インフルエンザ	円
	円	おたふくかぜ	円

	円	ロタウイルス感染症	円
計	円	計	円
		予防接種に係る収入	<u>②②</u> 円
		合計	

(記載上の注意事項)

- ⑥が②②と一致すること。

7-5 助産に係る収入の明細

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産に <u>係</u> <u>る</u> 収入	<u>②③</u> 件	<u>②④</u> 円
分娩件数 (<u>②③</u>) × 50万円		<u>②⑤</u> 円

(記載上の注意事項)

- ⑦が②④又は②⑤の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

- 診療報酬規程

7-6 介護保険法のサービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く）に係る収入の明細

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サー	円		円

	円	ロタウイルス感染症	円
計	円	計	円
		予防接種に係る収入	<u>①⑦</u> 円
		合計	

(記載上の注意事項)

- ④が①⑦と一致すること。

7-5 助産に係る収入の明細

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産に <u>か</u> <u>かる</u> 収入	<u>①⑧</u> 件	<u>①⑨</u> 円
分娩件数 (<u>①⑧</u>) × 50万円		<u>②⑩</u> 円

(記載上の注意事項)

- ⑤が①⑨又は②⑩の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

- 診療報酬規程

7-6 介護保険法のサービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く）に係る収入の明細

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サー	円		円

ビス事業			
計	円	計	円
		介護事業に係る収入合計	②⑥ 円

(記載上の注意事項)

○ ⑧が②⑥と一致すること。

7-7 障害福祉サービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円
特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		
計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		

ビス事業			
計	円	計	円
		介護事業に係る収入合計	②① 円

(記載上の注意事項)

○ ⑥が②①と一致すること。

7-7 障害福祉サービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円
特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		
計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		

計	円	計	円
		障害福祉事業に係る収入合計	㉗ 円

(記載上の注意事項)

○ ㉑が㉗と一致すること。

7-8 補助金等に係る収入金額の明細

補助金等の名称	補助金等に係る収入金額
合計	㉘ 円

(記載上の注意事項)

○ 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るものを記載すること。

○ ㉑が㉘と一致すること。

8 (略)

計	円	計	円
		障害福祉事業に係る収入合計	㉚ 円

(記載上の注意事項)

○ ㉑が㉚と一致すること。

8 (略)

9 本来業務に係る収入金額及び費用の額（規則附則第57条の2第1項第2号ハ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名	<u>本来業務に係る収入金額</u> <u>(A)</u>	<u>本来業務に係る費用の額</u> <u>(B)</u>	割 合 A／B
	円	円	%
			%
			%
合 計	㉔	㉕	%

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した会計年度の本来業務に係る収入金額及び費用の額について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。
- 本来業務に係る収入金額の合計㉔が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。
- 本来業務に係る費用の額の合計㉕が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。

9 医療に係る経費等（規則附則第57条の2第1項第2号ハ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	<u>医療診療により収入する金額</u> <u>(A)</u>	<u>患者のために直接必要な経費の額</u>			割 合 A／B
		<u>医師、看護師等の給与</u>	<u>医療の提供に要する費用（投薬費を含む）</u>	<u>合計</u> <u>(B)</u>	
	円	円	円	円	%
					%
					%
合 計	㉖			㉗	%

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- 医療診療により収入する金額合計㉖が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業収益の金額と一致すること。
- 患者のために直接必要な経費の額合計㉗が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業費用の金額と一致すること。